

# 工事に伴う地下埋設物の確認方針（R3.8 改定版）

## <趣旨>

地下埋設物や埋蔵文化財の存在の確認により、道路工事等に伴う破断等の事故、および手続き等の懈怠を防止する観点から、設計段階と工事着手前に地下埋設物管理者等との確認内容等を明確にするため、方針を定めるものである。

## <対象>

掘削を伴う全ての工事（舗装補修等表層のみの工事を除く）について、下記を参照して、確認する。

## <確認方法>

- ・ 確認書は、別添（EXCEL 版）のとおり。なお、確認済みと分かる資料であれば、様式は問わない。
- ・ 受注者は、地下埋設物確認の対象であれば、各機関とそれぞれ協議を行い、サインをもらうこととなる。その際、位置図や図面、掘削時期等明確であれば工程表を持参する。なお、立会が業務時間外となる場合は、確認時に打合せを行う。

## <各機関の情報（手順）>

### 【九州電力㈱】

電力管は全てのエリア対象。連絡先(0120-986-202)に、確認先を伝え、「埋設物確認協議です。」と伝えれば、担当者につながる。業務時間は、平日9時～17時30分。

### 【NTT】

NTT管（光ケーブル管含む）は、全てのエリア対象。連絡先(0920-47-1008)に、「埋設物確認協議をお願いします。」と伝えれば、担当者につながる。業務時間は、平日9時～17時30分。工事において協議済であれば、ステッカーが配布されるので、工事看板等を見やすいところに貼る。なお、本ステッカーはパトロール時に確認する。

### 【吉崎市上下水道課】

上水道管は、全てのエリア対象。

下水道管は、下記エリアが対象

- ・ 吉崎市郷ノ浦町武生水地区（郷ノ浦、本村触、庄触、永田触、片原触、東触）
- ・ 吉崎市芦辺町芦辺浦、瀬戸浦、箱崎大左右触の一部
- ・ 吉崎市石田町山崎触

吉崎市役所勝本庁舎内にて確認する。連絡先（0920-42-1113）

上水道管については、対象工事外である表層のみの舗装補修であっても、特記仕様書に、「工事の際、水道移設工事を行う予定がある」と記載がある場合は工程協議を行う必要がある。

下水道管については、今後着手する予定の下水道工事があるため、担当者と調整すること。

## 【農水管】

同じ触名でも確認先の違いがあるため、農水管の確認先については、発注者が指示することとする。  
なお、確認先が、非常勤者となる場合は、発注者がアポイントを取る必要もある。

下記に主な確認先を掲載するが、上記のとおり発注者の指示を受けること。

エリア	確認先	備考
吉野市郷ノ浦町初山地区 (初山西触、初山東触、若松触)	吉野市畑総土地改良区協議会 郷ノ浦東部土地改良区 (0920-45-1411)	常勤
吉野市郷ノ浦町志原地区 (志原西触、志原南触、釘山触、 平人触、大原触)	吉野市畑総土地改良区協議会 郷ノ浦東部土地改良区 (0920-45-1411)	常勤
吉野市芦辺町 諸吉二亦触、諸吉仲触、諸吉東 触、諸吉本村触、諸吉南触、諸 吉大石触、芦辺浦、中野郷西触、 中野郷本村触、中野郷仲触、中 野郷東触、国分東触、深江本村 触、湯岳本村触、国分本村触、 国分川迎触、国分当田触、箱崎 谷江触のそれぞれ一部	吉野市畑総土地改良区協議会 芦辺土地改良区 (0920-45-1411)	常勤
その他のエリア (要確認)	吉野地区水田土地改良区協議会 吉野土地改良区 (合同事務所) (0920-44-8086)	常勤
その他のエリア (要確認)	芦辺北部土地改良区 原田圃場改良区 吉野北部土地改良区 (芦辺庁舎内)	非常勤
その他のエリア (要確認)	勝本土地改良区 勝本西部地区土地改良区 大清水土地改良区 (勝本庁舎内)	非常勤

## 【吉野市教育委員会 社会教育課 文化財班】

埋蔵文化財について、全てのエリア対象。

一支国博物館内（吉野市芦辺町深江鶴亀触 515-1）にて確認する。連絡先（0920-45-2728）

「埋設物確認協議をお願いします。」と伝えれば、担当者につながる。

工事箇所が埋蔵文化財区域となっていた場合は、事前に発掘調査が必要となる場合がある。

## 【その他】

他該当があれば記入

## <設計段階での運用>

- ・設計業務委託において、コンサルタントに確認するよう、特記仕様書に記載する。

(記載例)

~~~~~

### 第〇条 支障物件（地下埋設物）の確認

設計にあたり、電力管等占有する各施設管理者に地下埋設物の有無の確認を行い、支障となる場合は監督職員と協議すること。なお、各施設管理者の確認を受けた資料を監督職員に提出すること。

~~~~~

- ・確認済の資料（確認書）を報告書に添付する。
- ・確認書で支障有となった場合は、施工の際の対応を選択し、具体的な内容を受注業者において、備考欄に記載する。

(例：設計の見直し → 側溝計画の位置を外側へ50cmシフトした  
試掘による対応 → 位置が不確かであるため、本工事着手前に管理者と立会し確認する  
移転対応 → 支障となるので、移設工事にて対応する )

## <工事段階での運用>

- ・特記仕様書に地下埋設物の確認をするよう記載する。

(記載例)

~~~~~

### 第〇章 施工条件明示

#### 〇. 工事支障物件関係

- ・工事着手前に電力管等占有する各施設管理者に地下埋設物の有無の確認を行い、確認を受けた資料を本工事着手前に監督職員に提出すること。その際、現計画で支障となる場合は監督職員と協議すること。

もしくは、道路計画の段階で、支障となることが明らかであり、対応が必要な場合は、

- ・本工事の〇〇工の施工にあたっては、〇〇管が支障となる恐れがあることから、掘削の際に、埋設物管理者の立会いを求め、埋設位置、埋設深さを確認し、監督職員に報告すること。

~~~~~

- ・確認済の資料（確認書）については、必ず**工事着手前**に「工事打合せ簿」にて監督職員に提出し、試掘の結果についても、変更の対象となる場合があるため、「工事打合せ簿」にて監督職員に提出する。
- ・設計段階で明らかに移設が必要と判明している場合は、移転協議申請を行い、移設工事が伴うことを特記仕様書に明示する。移設費用については個別に協議事項。

# 工事支障物件（地下埋設物）確認書（設計・工事）

業務（工事名）： 市道〇〇線道路改良工事

路線名： 市道〇〇線

受注業者名： (株)〇〇建設

箇所名： 壱岐市〇〇町〇〇触

確認申請者： 〇〇 〇〇

赤をそれぞれ記入してもらう。

対象 (対象に〇)	支障物件名	確認先	担当者 (サインで可)	確認日	確認結果 (有・無いいずれかに〇。疑わしいなら有)	支障有の場合の対応 (いずれか〇で囲む)	備考
〇	電力管	九州電力 壱岐営業所 配電グループ (0120-986-202)	壱岐 太郎	H25.5.23	支障有・無	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計の見直し</li> <li>試掘による確認</li> <li>移転対応</li> </ul>	工法の変更により支障がなくなった。
〇	NTT管 (光ケーブル管含む)	NTTホームテクノ 壱岐サービスセンタ (0920-47-1008)	壱岐 花子	H25.5.23	支障有・無	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計の見直し</li> <li>試掘による確認</li> <li>移転対応</li> </ul>	3月2日立会確認。 支障はないと確認した。
〇	上水道管	壱岐市上下水道課 水道施設管理班 (0920-42-1113)	壱岐 雄輔	H25.5.25	支障有・無	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計の見直し</li> <li>試掘による確認</li> <li>移転対応</li> </ul>	補償工事で移設した。
〇	下水道管	壱岐市上下水道課 下水道班 (0920-42-1113)	初山 一郎	H25.5.25	支障有・無	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計の見直し</li> <li>試掘による確認</li> <li>移転対応</li> </ul>	
〇	農水管	各土地改良区	初山 二郎	H25.5.26	支障有・無	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計の見直し</li> <li>試掘による確認</li> <li>移転対応</li> </ul>	
〇	埋蔵文化財	壱岐市教育委員会 社会教育課 文化財班 (0920-45-2728)	初山 三郎	H25.5.26	支障有・無	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計の見直し</li> <li>試掘による確認</li> <li>移転対応</li> </ul>	発掘調査を実施する。
	その他				支障有・無	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計の見直し</li> <li>試掘による確認</li> <li>移転対応</li> </ul>	

備考欄に顛末を記入。青字はその記入例。